

声 明

2018年9月20日

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟統一本部

1. 大阪高等裁判所第3民事部（江口とし子裁判長，大藪和男裁判官，影浦直人裁判官）は，本日，関西建設アスベスト大阪一俣訴訟（原告数33名，被害者19名）において，国及び建材メーカーの責任を認め，国に対して総額約2億1800万円，建材メーカー8社に対して総額1億2100万円，総額約3億3900万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

建設アスベスト訴訟は，建築現場において石綿建材から出る石綿粉じんにはばく露し，石綿肺，肺がん，中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族が，国と建材メーカーに賠償を求めている裁判である。これまでに全国で，7つの地裁判決及び3つの高裁判決が出されており，本判決は4つ目の高裁判決である。

2. 本判決は，国の責任について，泉南アスベスト訴訟最高裁判決において示された，労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく国の規制権限は適時適切に行使されなくてはならないとの法理に則り，原審・大阪地裁判決に引き続いて，1975（昭和50）年10月1日から2006（平成18）年8月31日まで，防じんマスクの着用や警告表示（掲示）の義務付けの責任を認めた。

さらに，本判決は，1991（平成3）年末時点において，白石綿も含む全ての石綿建材の製造使用を禁止することが遅れた国の責任を高裁で初めて認めた。製造使用禁止はあらゆるアスベスト被害防止の根本的対策であり，その点の国の責任が断罪されたことは極めて重要である。しかも原判決よりも違法時期を遡らせたものであり，高く評価できる。

また，本判決は，東京高裁第10民事部判決，大阪高裁第4民事部判決に引き続き，いわゆる「一人親方」について国の責任を認めた。「一人親方」が，労働者と同様に建築現場で働き，アスベスト被害を受けた実態を直視して，国賠法上の保護範囲に含まれるとして国の賠償責任を認めたものであり，一人親方救済への道筋を確かなものとした点で，大きな意義を有する。

本判決により，建設アスベスト被害について国が裁判で断罪されるのはついに10連続となり，国責任に関する司法判断はもはや不動のものとなった。

3. 本判決は，被害者12名の石綿関連疾患発症に関し，内装材，外装材，保温材等を製造販売し，主要な原因をもたらした企業であるA&AM，神島化学工業，積水化学工業，大建工業，ニチアス，日東紡績，ノザワ，エムエムケイの共同不

法行為責任（民法719条1項後段を類推適用）を肯定し、建材メーカーらの責任を認めた。

シェアと確率論を使って被害者ごとに主要原因企業を特定した原告らの主張を正面から受け止めたものであり、アスベストの危険性を認識しながら、警告表示義務を怠って石綿建材を製造・販売した加害企業らの責任を認めたものとして、高く評価できる。

なお、本判決では責任が認められた建材メーカーは8社であるが、アスベストの危険性を認識しながら利益追求を優先し、警告表示義務を怠って石綿建材の製造・販売を継続した違法は全ての建材メーカーに共通しており、その責任を免れることはできない。

4. 本判決は、石綿含有建材の普及は国の住宅政策に起因する面があること、製造等の禁止に係る規制権限不行使があることを理由として、建設アスベスト訴訟においては、初めて国の責任割合を2分の1とし、また企業の寄与割合もこれまでよりも高く認めた。これは、国と建材メーカーの責任を厳しく断罪するとともに、被害救済を一層大きく前進させるものである。

5. 本訴訟では提訴から7年余りを経過し、被害者19名のうち、すでに13名が亡くなっている。原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。被告らは、本訴訟における和解勧告を拒んだが、本年8月31日の大阪高裁第4民事部判決や本判決からすれば、もはや建設アスベスト訴訟の趨勢は決した。建設アスベスト訴訟の解決をこれ以上引き延ばすことは許されず、今こそ解決を決断しなければならない。国と建材メーカーらは、全ての建設アスベスト被害者の救済のために、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設に直ちに着手すべきである。

私達は、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

以 上